建設機械抵当法に基く打刻及び検認申請の手引き

１．制度の趣旨

民法上、動産とされるものは原則として抵当権を設定することができませんが、特別法により例外的に設定できるものがあります。建設機械については、「建設機械抵当法」（昭和 29 年法律第 97 号）があり、打刻を行った建設機械については所有権保存の登記を行い、抵当権を設定することができます。

打刻とは、同一性及び特定性を確保するため、フレーム等に固有の記号を打ち込むことをいいます。

検認とは、既に打刻されている記号を実地に確認することをいいます。

打刻（検認）の実施は、都道府県知事が行っています。（国土交通大臣からの委任分を含みます。）

２．申請手続きについて

（１）打刻及び検認の申請における要件（全てを満たしている必要があります。）

■所有者（申請者）が、建設業法による建設業の許可を有していること。

■建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に定める建設機械であること。

■申請者が、当該建設機械について、第三者に対抗することのできる所有権を有していること。

■質権・差押・仮差押・仮処分の目的となっていないこと。

■申請時及び打刻（検認）を実施する時に、当該建設機械が鳥取県内に所在すること。

（２）申請に必要な書類

下記の提出書類を正副２部作成し、正本に手数料の提出用レシート（控１）を貼付したうえで、県土整備部県土総務課建設業担当（県庁５階）に提出してください（郵送可）。

ア　建設機械打刻／検認申請書（別記様式第一号）

イ　売買契約書の写し及び代金の完済を証明する領収書の写し

ウ　機械の登録証書または仕様書（建設機械抵当法施行令第４条に規定する内容全てが判るもの。）

エ　機械の詳細がわかる写真数点（申請者の看板等が一緒に写っているもの、又は会社の敷地内にあると認められるものが望ましい。）

オ　申請者の建設業許可通知書の写し

カ　売り主／買い主双方の登記事項証明書（商業・法人登記）（正本には原本、副本は写しで可。）※１

キ　売り主／買い主双方の印鑑証明書（正本には原本、副本は写しで可。）

ク　誓約書

ケ　申請者の法人税納税証明書（その１）（正本には原本、副本は写しで可。）※２

※１　個人の場合は住民票（正本には原本、副本は写しで可。）

※２　個人の場合は個人事業税納税証明書（正本には原本、副本は写しで可。）

申請書は上述の「建設機械抵当法」、「建設機械抵当法施行令」の他、「建設機械抵当法施行規則（昭和 29 年建設省令第 35 号）」を参考に記載してください。

手数料は「鳥取県手数料徴収条例」で定められており、１申請（機械）につき **36,000 円**となっています。必要分の提出用レシートを正本に貼付して提出してください。

３．打刻・検認の実施について

打刻は、所定の記号を打刻した金属板を建設機械に外れないよう取り付ける方法により行います。

建設機械への金属板の取り付け作業は、鳥取県職員の立ち合いのもと申請人が実地にて行います。申請受理後、打刻する記号をお伝えしますので、次に掲げる全ての条件を満たすよう打刻に必要なもの（所定の記号を打刻した金属板及び金属板の取り付けに必要な機材等）を申請者でご準備ください。

（１）　金属板は構造部材と同程度以上の耐久性を有する材質を用いること。

（２）次に掲げるいずれか又は複数の方法により、建設機械抵当法施行規則別表第二に定める位置に確実に固定すること。

ア　溶接

イ　リベットによる接合

ウ　容易に剥離しない構造用接着剤等による貼付

※打刻を行う位置は建設機械抵当法施行規則別表第二のとおりです。印字サイズは、建設機械抵当法施行規則別記様式第２号のとおりです。

※申請受理後、日程調整の上、実地において打刻（検認）を実施します。

４．建設機械打刻（検認）証明書の交付

打刻（検認）後、鳥取県より証明書を交付します。この証明書は、建設機械の所有権保存登記を行うために必要な書類です。また、**所有権保存登記を打刻（検認）の日から２週間以内に行わなければ証明は無効となり、有効期間経過後は改めて検認申請を行う必要がありますのでご注意ください。**（改めて手数料 36,000 円が必要となります。）

（所有権保存登記の申請手続きの方法については、管轄する各法務局にお問い合わせください。）

■建設機械打刻（検認）証明申請書提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当
〒６８０－８５７０
鳥取市東町一丁目２２０番地